

令和5年3月29日開会

令和5年3月29日閉会

令和5年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和5年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和5年3月29日（水）午後3時30分

報 告

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定について
- 第 4 議案第4号 令和4年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 5 議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例
制定について
- 第 6 議案第6号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する
条例制定について
- 第 8 議案第1号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第 9 議案第2号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第10 議案第3号 令和5年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計予算
- 第11 広議第1号 甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定
について

(出席議員)

廣瀬 集一	鈴木 篤	坂本 信康	長沼 達彦	植田 年美
木内 直子	天野 一	小沢 宏至	深沢 健吾	望月 大輔
堀 とめほ	川崎 靖	若尾 彰子	樋口 孝之	滝川 美幸
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	新海 一芳
笹本 昇	田中 一臣	石原 高明	小林 耐三	

24名

(欠席議員)

なし

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	八巻 一仁
消防長	坂本 竜也	会計管理者	砂長恵美子
事務局次長	窪田 学	副消防長	小野 英男
次長兼人事課長	今井 慎一	次長兼南消防署長	須藤 晃延
総務課長	今村 公二	企画財政課長	長谷川達郎
代表監査委員	佐藤 暁	公平委員長	田中 公夫
公平委員	名執 忠義	公平委員	長田 修

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	八巻 一仁	事務局次長	窪田 学
------	-------	-------	------

開会時間 午後 3 時 3 0 分

○**廣瀬集一議長** ただ今から、令和 5 年 3 月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第 4 議案第 4 号から日程第 1 0 議案第 3 号まででありますので、朗読を省略いたします。

次に、監査委員から令和 4 年度定期監査報告書及び令和 4 年 8 月末、9 月末、1 0 月末、1 1 月末、1 2 月末、並びに令和 5 年 1 月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。

お手元に配布いたしてあります報告書により、御了承願います。

次に、議会運営委員会を代表して望月大輔議員外 4 人から、広議第 1 号 甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定についてが提出されました。

お手元に配布いたしてありますので、御了承願います。

次に、甲斐市選出組合議員のうち、伊藤毅議員は、2 月 1 0 日、一身上の都合により辞職されました。

これに伴いまして、2 月 2 8 日の令和 5 年第 1 回甲斐市議会定例会において、滝川美幸議員が選出され、本組合の議員となりました。

また、任期満了に伴う中央市議会議員選挙が、本年 1 月に行われ、2 月 2 1 日の第 1 回中央市議会臨時会において、新たに、有泉誠議員、新海一芳議員、笹本昇議員、田中一臣議員が選出され、本組合の議員となりました。

ここで、今回新たに甲府地区広域行政事務組合議会議員に就任されました方々を事務局より紹介させます。

○**窪田学事務局次長** それでは、御紹介をさせていただきます。

滝川美幸議員、有泉誠議員、新海一芳議員、笹本昇議員、田中一臣議員以上でございます。

○**廣瀬集一議長** 次に、任期満了に伴う甲府市長選挙が、本年 1 月に行われ、甲府市長

に樋口雄一市長が、3回目の当選をされ、2月16日に本組合の管理者になりました。

また、任期満了に伴う昭和町長選挙が、本年2月に行われ、昭和町長に塩澤浩町長が再選され、本組合の副管理者になりました。

ここで、樋口雄一管理者、塩澤浩副管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、この際発言を許します。

まず、樋口雄一管理者。

○**樋口雄一管理者** 2月16日の管理者会におきまして甲府地区広域行政事務組合管理者に選任いただきました樋口雄一でございます。

3月組合議会定例会の開会にあたり、御挨拶申し上げさせていただきます。

皆様、御承知のとおり、この甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年4月に設置されて以来50年の永きにわたり消防業務を始め、行政区域の枠を越えた様々な事業を実施してまいりました。

今後におきましても、組織市町の均衡ある発展と圏域内住民福祉の増進を図り、安全で安心して暮らせる甲府広域圏を目標として組合議会議員の皆様とともに、協調と信頼による広域行政を推進してまいり所存でありますので、引き続き、御理解・御協力を賜わりますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**廣瀬集一議長** 次に、塩澤浩副管理者。

○**塩澤浩副管理者** ただ今、御紹介いただきました、塩澤でございます。

この度の昭和町長選挙におきまして、町民の皆様からの信任をいただき二期目の町政運営を努めさせていただくことになりました。

また、引続き、甲府地区広域行政事務組合の副管理者を努めさせていただくことになりました。よろしく願いいたします。

本組合は、山梨県の中央に位置する三市一町で構成をされ、人口規模も大きく圏域住民の福祉の増進はもとより、山梨県の発展という意味においても重要な役割を担っていると思っております。

今後も議員各位の御指導を頂きながらその重責を全うできますよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いをいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

次に、本日の定例会・全員協議会について、傍聴したいとの申し出がありましたので、許可いたしました。御了承願います。

以上で報告を終わります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、常時マスクを着用し、議員側及び当局側に飛沫防止パネルが設置されていることから、飛沫の飛散を防止するため、質問者は、自席で着座にて行い、答弁者については、議長から指名を受けた際、一度起立して礼をしてから着座し、答弁はそのまま着座にて行うこと。

また、議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則 第135条の規定により、天野一議員、有泉誠議員を指名いたします。

次に、日程第3 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣瀬集一議長** 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第4 議案第4号から日程第10 議案第3号までの7案を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

樋口雄一管理者。

○**樋口雄一管理者**

令和5年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に

対する所信の一端と令和5年度各会計別予算案及び提出議案の概要につきまして、述べさせていただきますと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで50年の歴史を積み重ねてまいりました。

この間、消防業務を中心にそれぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町の御理解と御協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の増進に努めてまいる所存でありますので、議員各位の御支援、御協力を改めてお願い申し上げる次第であります。

さて、我が国においては、本年5月から、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に移行する方針を示し、新たな局面に入っております。

また、エネルギー・食料等の物価高や人口減少・少子高齢化、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題など、時代は目まぐるしく変化しております。

こうした中、地方自治体においては、コロナ禍への対応はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、依然として厳しい状況にありますが、組織市町においては、行財政改革を一層推進し、保有する地域特性や地域資源等の強みを最大限に活かしつつ、将来を見据えた持続的な発展と創造性豊かな活力あるまちづくりに取り組んでおります。

本組合といたしましても、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が安全と安心を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、住民福祉の増進を図るための諸事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいる所存であります。

以上の執行方針に基づき、令和5年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと一般会計が4,947万円、特別会計が37億367万円、

合計で37億5,314万円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、消防事業について御説明申し上げます。

消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大から3年が経過する中、国内での感染は多少落ち着きを取り戻しつつありますが、日常生活をはじめ消防業務においては、未だに大きな影響を受けております。

また、海外に目を向けてみますと、本年2月6日にトルコ南東部で発生したマグニチュード7.8の巨大地震では、多くの建物が倒壊し、5万人を超える尊い命や貴重な財産が失われる災害が発生いたしました。

一方、本組合管内では、近年、幸いにも大きな災害の発生はないものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震並びに台風や集中豪雨などによる大規模な自然災害の発生が危惧されていることから圏域住民の安全・安心に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなってきているとともに、災害発生時における迅速・的確な対応も強く求められております。

このような状況を踏まえ、消防事業におきましては、消防体制・救急体制の強化、火災予防対策及び業務の効率化の推進、人材育成・執行体制の充実の3項目を重点に掲げて、日々の災害をはじめ、大規模災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、はじめに令和5年度の組織改編であります。予防部門の効率化としまして、これまで消防本部予防課及び消防署の管轄区域ごとに分かれていました消防同意に関する業務等の申請窓口を消防本部予防課に新設いたします。予防審査係に一元化し、利用者の利便性の向上及び効率的な人員配置を図ってまいります。

また、各消防署の総務部門の効率化としまして、これまで隔日勤務でありました各消防署の庶務係を毎日勤務にするとともに予防次席の職名を総務統括とした中で、査察係と併せて庶務係を所管させ、さらなる人員の効率化を図ってまいります。

次に、消防施設等の整備につきましては、南消防署はしご車をオーバーホールするとともに、武田出張所及び湯村出張所ポンプ車を更新整備し消防力の充実強化を図ってま

います。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている大規模地震や想定をはるかに超える各種災害の発生も懸念されることから、各関係機関と連携した実践的な訓練を積極的に実施し、大規模化・激甚化する災害発生時の迅速な初動体制の確立や災害対応力の向上など、更なる警防体制の充実強化を図ってまいります。

また、本組合消防本部は、総務省消防庁が充実強化を推進している緊急消防援助隊の代表消防機関として、山梨県大隊を指揮・統括し、被災地での災害活動を実施することから、出場時の迅速化や県内消防本部との連携を更に向上させ、大規模災害時の災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、救急業務につきましては、高齢化の一層の進展による救急需要の増大に対し、救急隊員等の資質向上のため、継続的な教育に取り組むとともにドクターカーやドクターヘリと連携し、より一層の救急体制の充実を図ってまいります。

また、昨年度、一般財団法人救急振興財団から寄贈されました救急普及啓発広報車を活用し、救急車の適正利用の周知や住民による応急手当の普及につきまして、あらゆる機会を通じて進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害及び複雑・多様化する救助事案が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから各署に設置された訓練施設を活用し、救助業務の一層の高度化を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、あらゆる機会を通じて周知を図るとともに会計年度任用職員を配置する中で、3年計画で実施した一般住宅への訪問活動を第2次実施計画として継続実施し、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

次に、査察業務につきましては、避難に用いる階段が一つしかない建物や不特定多数の者が利用する大規模小売店舗などでは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから立入検査を一層強化するとともに、平成30年4月1日から実施している違反対象物に係る公表制度と併せ、消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

火災予防、とりわけ違反是正は、災害現場で消防部隊が勇猛果敢に行う救助活動と同様、火災発生前における最大の人命救助といわれていることから重大な消防法令違反の

是正と広報活動を積極的に行い、圏域住民の皆様理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、指令業務につきましては、119番通報受信時における正確な情報収集と適切な口頭指導により救命率の向上を図るとともに、各種通信訓練を実施し、災害時における対応力の向上に努めてまいります。

また、行財政運営の効率化及び災害の多様化に対する消防力の維持、強化を図る1つの方策として、国中6消防本部による消防共同指令センターの構築に向けた具体的な協議も進めてまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員としての基本的知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する消防プリセプターシッププログラムなどを継続して実施する中で、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、総務省消防庁をはじめ、消防大学校、県消防学校、先進都市消防本部等への研修派遣を引き続き実施し、更なる人材育成に努めてまいります。

消防は、新型コロナウイルス感染症や大規模な自然災害発生時の対応では、予断が許されない大変厳しい状況に立たされておりますが、圏域住民の生命・身体及び財産を守るという崇高な使命を達成しなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが常に高いモチベーションを保持しつつ、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得すると同時に、管理職においては、自らが積極的に職務に取り組む姿勢を示す中で、様々な変化に柔軟な対応ができる組織風土の醸成を目指し、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。

国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、国母工業団地内企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様四季を通じて御利用いただいておりますが、公園開設以来42年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう整備を行い、利用者がいつでも安全・安心して利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と令和5年度予算案の概要について申し述べてまいりました。

引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第4号 令和4年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算(第2号)については、歳出において、第1款消防費は、退職手当等に係る消防費を追加するための補正であります。

歳入については、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正であります。

地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うための一部改正であります。

次に、議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定については、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等に係る退職手当の支給要件等の改正に鑑み、本組合の非常勤職員等の退職手当の支給要件等を緩和するための一部改正であります。

以上が、本日提案しました案件の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒、十分なる御審議をいただきまして、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○**廣瀬集一議長** 以上で説明は、終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に本議場におきまして、全員協議会を開催いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時47分 再開議

○**廣瀬集一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第4 議案第4号から日程第10 議案第3号までの7案を一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第4 議案第4号から日程第10 議案第3号までの7案を一括採決いたします。

7案は、当局原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣瀬集一議長** 御異議なしと認めます。

よって、7案は提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 広議第1号について議題といたします。

望月大輔議員から提案理由の説明を求めます。

○**望月大輔議員** 広議第1号 甲府地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、国や地方公共団体、民間事業者等の個人情報保護制度を一本化することを目的とした個人情報保護法の改正において、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに関わる規律の対象とされていないこととの整合性を図るため、個人情報保護法の適用対象機関から除外されたことに伴い、本組合議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の利益を保護するため、新たに条例を制定するものであります。

本条例案につきましては、6章からなる本文57条の構成となっており、その本文の主な概要につきましては、まず、第1章の総則では、条例の目的、定義及び議会の責務について規定しております。

次に、第2章の個人情報等の取扱いでは、個人情報の保有の制限、利用目的の明示及び不適正な利用の禁止等について規定しております。

次に、第3章の個人情報ファイルでは、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しております。

次に、第4章の開示、訂正及び利用停止では、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び各請求の手續等について規定しております。

次に、第5章の雑則では、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等について規定しております。

最後に、第6章の罰則では、職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合等における罰則について規定しております。

なお、附則におきましては、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○**廣瀬集一議長** 以上で説明は、終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第11 広議第1号について採決いたします。

本案は、提案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣瀬集一議長** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので会議を閉じ、令和5年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後4時52分

令和5年3月29日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 廣 瀬 集 一

副 議 長 内 藤 久 歳

署名議員 天 野 一

署名議員 有 泉 誠